

佐賀県告示第88号

測量法施行令（昭和24年政令第322号）第28条第1項の規定により、測量業者登録簿閲覧所の場所を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

なお、測量業者登録簿閲覧所の場所（平成28年佐賀県告示第222号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土整備部土地利活用課内